特別市（特別自治市）出前説明会

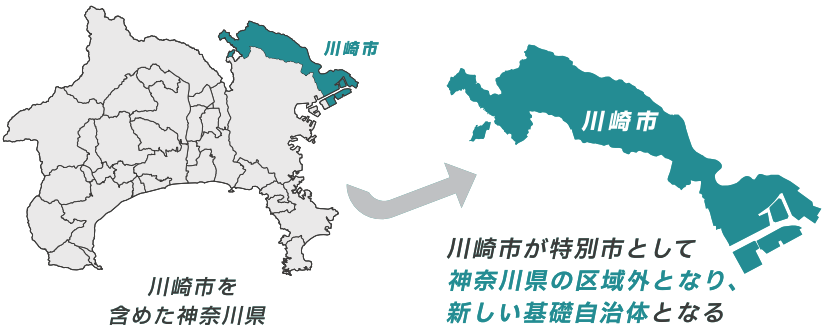
費用無料

団体・グループ等を対象に、市の職員がお伺いし、
川崎市がめざす特別市について概要をご説明する
「出前説明会」を実施します。
まずはお気軽にお問い合わせください。

特別市とは？

県の区域外となり、市が県の機能を全て持ち、権限と財源を市に一本化する制度です。

特別市は、指定都市とは異なる新しい自治体のかたちです。川崎市だけではなく、他の指定都市とともに法制度化をめざしています。



裏面のご案内をご覧の上、
お申し込みください。

川崎市

川崎市 総務企画局 都市政策部　地方分権・特別市推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
044-200-0386　044-200-3798　17tihobu@city.kawasaki.jp

特別市出前説明会のご案内

川崎市では、職員が市民の皆さまのもとにお伺いし、特別市についてご説明する「出前説明会」を実施しています。

自治会・町内会等の団体や各種サークルなど、少人数のグループでも構いません。ぜひお気軽にお問い合わせください。

出前説明会の内容

お知りになりたいこと等のご希望を事前にお聞きして、内容を決定します。

【出前説明会の例】

1. 動画「川崎市は特別市をめざします」の上映
2. 川崎市がめざす特別市についてのご説明
3. 質疑応答、意見交換

申し込みについて

- ●対　　象：特別市について興味をお持ちの団体・サークルなどのグループ
- ●説明時間：30分～1時間程度（ご相談の上、決定いたします。）
- ●会　　場：お申し込みされる方がご用意ください。（ご相談の上、決定いたします。）
- ●費　　用：無料
- ●申し込み方法：申し込みフォーム、Eメール、FAXのいずれか。
 Eメール、FAXの場合は、①代表者様の氏名（ふりがな）、
 ②グループ名、③参加人数、④希望する日時、⑤会場、
 ⑥動画上映環境の有無、⑦電話番号を記載して、お送りください。

申し込み方法

申し込みフォームから

https://logoform.jp/form/FUQz/147074

申し込みフォームはこちら

メールから

17tihobu@city.kawasaki.jp

FAXから

044-200-3798

※約６分半程度の動画を上映します。なお、動画上映環境がない場合でもご説明は可能です。
※お申し込みいただきましたら、担当者よりご連絡いたします。
※いただいた個人情報は、出前説明会に関する目的にのみ使用します。

2026.08